

CONTENTS

文化庁月報

1995 **3** No.318

特集●有形民俗文化財の保存と活用

浜小屋が消えていく

福田 進 16

上州小正月ツクリモノ収集のころ

阪本英一 18

■座談会 民俗文化財を現代生活にどう伝えるか

〔石原義剛／鎌田久子／向山勝貞／真島俊一／上江洲均(司会)〕 4

中国を訪問して

遠山敦子 20

都道府県のページ

ご存じですか? こんな文化財㊦

加茂の大クス、祖谷のかずら橋、脇町南町 24

一度は行きたい博物館・美術館㊦

木造町縄文住居展示資料館 27

法人紹介～文化に息吹を～

21世紀に向けた情報化社会の環境づくり

(社)コンピュータソフトウェア著作権協会 30

人間国宝を訪ねて㊦

山口五郎 (尺八) 聞き手／高田都耶子 32

ACA(Agency for Cultural Affairs)NEWS

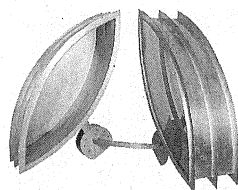
・「歩き・み・ふれる歴史の道」のシンボルマーク決定 ……35

・重要文化財の新指定・選定(建造物) ……35

イベント案内

「木の建築と都市」／国立国際美術館 ……41

- 著作権法利用講座㊦ ……34
- 芸術文化振興基金ニュース ……46
- 今月の国立劇場 ……47
- 編集後記 ……48



Untitled (平成5年度文化庁買上作品)

谷口真紀／作

たにくち・まき／昭和40年徳島県生まれ。63年から大阪・京都・東京で出品、個展を開催。平成4年京都市立芸術大学大学院美術研究科修了。翌5年より神戸学院女子短期大学非常勤講師。平成5年「次代を担う作家展」大賞。現在は無所属。

特集／有形民俗文化財の保存と活用

なんです。この時期は、民俗芸能の調査が進んで、無形民俗文化財の指定が進みました。四十年代になりますと、地域単位の民俗調査が進められました。

五十年代には、民俗の各テーマごとの調査が、例えば民謡、手工業技術等について、いずれも全県的な規模での調査が行われています。

それと、ハミリ映画、ビデオなどの映像による記録作業がずいぶん進むようになってきます。こういう映像による民俗の記録は、非常に大きなエポックではないかと思えます。鹿児島の場合、種子島とか奄美とか、いろいろな地域的特色のある丸木舟の製造工程の映像による記録が行われるようになりました。こうしてみると、行政サイドとしては、きょうの話題の有形民俗文化財の保護については非常に手薄だったなという感じがします。

これには実は鹿児島の特長事情があります。昭和四十三年に、明治百年の記念事業の一環として、県の総合博物館「黎明館」をつくろうということになったんです。その資料調査の一つとして有形民俗文化財の調査が進められました。一方でこういう仕事を県として進めていたものですから、そっちのほうは任せ

ておこうということで、無形民俗中心の調査活動が進んできたということです。

私は幸いにも両方に関係させていたいただいて非常にいい勉強をしました。いわば有形と無形と二本立てで調査できたということです。しかし、有形だけを限定的に調査していくことは不可能で、やはり有形の民俗文化財を知るためには、どうしてもその背景にある無形のものを知らないといけない。

これについては非常に議論になったところなんです。行政的なピシッと分けてしまう考え方と、研究者の方々の、混然一体をなして民俗というものは成立するんだという考え方が、なかなかうまくかみ合わないという経験をしました。

上江洲 続きまして、海の博物館館長の石原先生お願いします。

海の博物館には海に関する資料を中心にたくさん資料が収納・展示されています。そのうちの七千点近い漁撈用具関係の資料が重要有形民俗文化財の指定を受けています。博物館の現場からの視点でお願いします。

石原 海の博物館は、運営が小さな民間の財団法人です。漁村の振興とか、漁村青年の教育ということをやってきたわけですが、昭和

三十年代の終わりから四十年代の初めにかけて、漁業が大きく曲がり角を迎えた時期に、財団として何かほかにやれることはないかというのを考えました。それでは漁村のことを一般の皆さんに知っていただくような博物館づくりをしようではないかということになったわけです。

では、博物館をつくるためにはどうしたらいいか。まず、基本的には「もの」がなければ話にならないということで、漁撈用具とか、加工・販売用具とか、あるいは漁村の生活用具といったようなものをとにかく無差別に集めようではないかということで昭和四十四年からやりだしたわけです。

十数年たちまして、資料が膨大になって入っておく場所がない。指定を受けたら収蔵庫をつくってもらえるという話が出てきたものですから、それでは一番大きな収蔵庫をつくろうという発想で、六千八百七十九点という膨大な漁撈用具の指定をいただいたわけですから、以降も資料を集め続け、現在、実物資料だけで四万点ぐらいいなりました。

私たちは漁村にあるものなら何でも、農具でも、お蚕さんの道具でも、鍋でも釜でも、何でも集めよう。それを残しておくことが

特集 有形民俗文化財の保存と活用

座談会

民俗文化財を 現代生活にどう伝えるか



海の博物館館長
石原義剛



成城大学教授
鎌田久子



TEM研究所所長
真島俊一



文化庁伝統文化課
主任文化財調査官
上江洲均(司会)



鹿児島県立松陽高校長
(前文化庁文化課長)
向山勝貞

民具との出会い

上江洲 本日は有形民俗文化財の保存と活用について、お話を伺いたいと思います。

まずは保護行政の歩みについて少しばかり述べますと、昭和二十五年の文化財保護法の制定で、有形文化財の中に「民俗資料」が含まれて出たわけですが、二十九年の法改正で「民俗資料」が独立しました。さらに、五十年の改正で「民俗資料」が「民俗文化財」に改称され、現在に至っているわけです。以来指定も増え、現在百八十五件の重要な有形民俗文化財の指定がありますが、本日は、未指定のものも含めてお話を進めていきたいと思っています。

上江洲 導入として各先生方に有形民俗文化財との出会いからお話を伺いたいと思います。

昨年まで鹿児島県教育庁で文化課長を務めておられました向山先生、保護行政の立場からお話いただけますか。

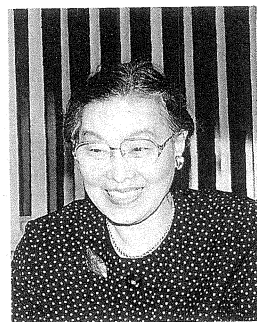
向山 この座談会を機会に、鹿児島県における民俗文化財と行政との関わりをざっとたどってみました。昭和三十一年代は、民俗文化財と行政とのかわり合いが始まった時期

博物館の仕事だという考え方を基本にして作業を進めています。幸か不幸か民間ですから経済的には非常に難しいですが、相当自由に収集活動ができるという部分もあります。

上江洲 T E M 研究所の眞島所長に願ひします。T E M 研究所では伝統的建造物群の保存にも協力していただいていますし、重要有形民俗文化財の収蔵庫の設計などとしておられます。まず最初の関わりからどうぞ。

真島 まず、私がなぜこのような仕事をするようになったかといいますと、私は大学生のころ美術大学で建築の設計の勉強をしていました。四年生になって、たまたま佐渡に行きました。

私が大学で勉強したのは、超高層ビルをつくって、近代的な産業を支えるための技術教育であり、建物を美しいものに設計するという教育だったと思うんです。ところが、たまにま旅に行ったところが近代的なものがぜんぜんないんです。ここは確かに電気はきているけれども、近代的なものも少なく、しかし皆さん活気に満ちて、楽しく、子供もよく手伝いをしているし、網上げもしている。何か違うんですよね、大学で教えられたことと。私が見た世界は、家族で生活する場として



の姿が村のたたずまいに現れているのです。村の中や海辺でそれを見ちゃったわけです。その海辺の村の生活感というのがたまたまなくすばらしかったです。

それに驚いて、調査に入ってみたんです。そのうち村人につき合うことが多くなつて、村の若い人たちからいつぱい話がきけるようになったんです。それは活気があつて、要不要がはつきりしていて、子供の位置づけ、家族、村の運営の姿など全部見えるんです。そのうち大学で宮本常一先生から、要するに有形民俗文化財とはどういうものか、生活する形というものがどういふものかぜひふん教えていただいたわけです。

私が村に入っていた昭和四十年代は、電気洗濯機などの近代的な生活利器が村の生活を変えようとしていた。見る間に村が近代的な装置に切りかわっていく時代なんです。

気がつく、村中にクモの巣みたい、に電線がはられ、浜の広場に自動車が入って駐車場になっていく。子供たちの遊び場も片隅に追いやられて狭くなる。空き地にも建物が増え始めて、家の中にもサッシュが入って、プラスチックの桶が入って、今まで使っていた桶や民具が山のように納屋に積まれていったんです。

その頃、お寺の住職の林さんが廃校になった学校に手弁当で民具を集め始めたんです。私たちは聞き取りなど調べていたので、その情報を提供するようなかたちで協力しました。実は、集めると村に働きかけたのは宮本先生だったんですが。

調査を進めるうちに、村人のほうでも何か、村づくりをやりたいという意向が出てきて、その一つとして、町並み保存が出てくるんです。二十五年たつて、今ようやく保存が決まるぐらいですから、村にとってはそう簡単でなかつたと思います。

ちょうど私は、民具から離れ始める生活の近代化の時代を見ていたものですから、近代の持つさまざまな問題点ももう少し押さえてみたいとか、後の日本の生活文化は何を選択するかということも考えていきたいと思つて

いかに

上江洲 最後になりましたが、鎌田先生、学校現場と国の文化財保護審議会の専門調査会や世田谷区の委員として、また女性のお立場も含めてお願いします。

鎌田 私は戦後まもなく柳田国男先生のところへ伺ったんですが、先生の場合は物もさることながら、とにかく急激な世相の変化で心のほうが失われていくのが目に見えて恐ろしい、大変悲しいということを強く言われておりました。

道具があれば、その実物もさることながら、使ひ心地とか、あるいは住み心地とか、着心地とか、そういうものに必ず注意しなければいけない。そちらのほうに視点を当てる見方を教わつてしまつたというわけなんです。

子供のように、今和次郎さんの『日本の民家』という本を見たんですが、そこには山で働くきこりの家でしょうか、間取りが一つでそこに布団が積んである、茶碗が置いてあるという絵が描いてあるんです。

ところが、私が学びはじめたころの民俗学では、布団の置き方がどうの、茶碗がどうのというのは一切話題に出ないんです。そうすると、物はどこへいつてしまったのかという

ことが長い間心の中にはあったわけなんです。

世田谷区の民俗文化財の第一号になったのはごく普通の家で、そこはご飯を食べるところが狭くて、一畳ぐらいの板の間で食べるんです。実際に聞いてみると、上がり鼻のところにお嫁さんがちよこつと座る、その隣に子供が座る、おじいさんは皆のほうを向いて畳に座る。土足の人は、土間に台を持ってきてそれに腰掛けて足を洗わないまま御飯を食べた。その一畳ぐらいのところが台所で、あとは勝手なんです。勝手と台所なんていうのは私の中では混然としていたのに、非常に使い分けが明確で、びっくりしたんです。

実際に、おばあさんたちが座つて示してくれと、それがよくわかりました。

そういうところから、私が今までやってきた民俗調査は、ある意味で頭の中の調査だったと思うんです。これはもう一回勉強しないと



ければいけないと痛感しました。

そして、結局何を教わったかというところ、人間が生きていくのには、体だけ生きていくわけではない。物と人間が一緒に暮らしているんだということ。

もう一つは、自分は何の迷いもなく昔からの生活を伝えてきているんですね。つまり、道具にしても何にしても、使っていたのは女なんです。水をくんだのも女、頭に乘せたのも女なんですから。私どもはまだ追体験できる強みがありますので、それをみんなに大きい声で言って、文化財というのは絵空事でもないし、神棚に祭っておくものでもない。自分の生活の中にあるということをもみんなが自覚したときに、文化財が身近なものになってきてくれるんじゃないかと感じています。

ハレのほうだけは記録に残っていくんですが、あまりにも日常生活だったために、そういう日常性というのは全く欠落してしまっているんです。これを伝えることは女の人の義務だと思っています。

民俗文化財の基本的な考え方

上江洲
先生方それぞれにどのように民具と

関わってこれたかということがよくわかりました。

それでは、話題を変えますが、一般に「民俗文化財」についてはわかりにくいという声があります。それにはいろいろの事情があるかと思いますが、なぜわかりにくいのか、それならどうすればいいのか、ということについていかがでしょうか。

眞島 民具の生活と近代的生活というのはえらく理解の仕方が違う暮らしではないでしょうか。

今の方々は、近代的なものと生活を通して民具を見る。そうすると、今の生活体系の中からでは民具的な生活文化は完全に理解できないのではないかと思います。

今は水道をひねると水が出ます。井戸から飲んで飲むということ、えらく労働量や家人の役割分担に差があつて、その差が理解できないと、近代的生活以前の生活の形はわからないのではないかと思います。

理解してもらうには一般の人との間に橋渡しが必要で、その渡し方の問題だと思います。例えば大工道具であれば、こういう大工道具と材料で、こうすると、こういう船がつくれるというセットもあると思います。

民俗文化財の価値は古きではない

向山 種子島や奄美の丸木舟を復元して、今博物館、資料館に入っているんですが、これは有形民俗文化財として指定の価値ありやなしや。

石原 私は問題なくありと思いますね。

向山 そうでしょうね。民俗の文化財は、素材そのものの古さが文化財的価値ではないということですね。形とか素材とか技とか使用方とか、いわば無形の古いものを残しているのであれば、新しくつくったものであつてもそのものは有形の民俗文化財としての価値を十分に持っている。

上江洲 そうですね。有形の民俗の場合、そんな古いものは極めて少ないと思うんです。明治以降、さらに昭和に入つて、最近つくられたものを使っているというのが多いと思うんです。

壊れたらどんどん再現していくということだと思ふんです。体験上の技術を持った方がつくつてくざれば、それは本物ですわね。

向山 そのときに一番気をつけるのは、材料ですね。材料が変わつたらダメだ。

それと、はつきりしなきゃいけないのは、「有形民俗文化財」と言っている物は、どういうものを言っているかという広報がもっと必要だと思ふんです。

鎌田 先生がおっしゃったように、近代化以前の普通の人たちが生活したこと、その生活で使っていた物を国の宝だと言っているわけでしょう。

鎌田 本当にそうだと思います。

向山 私も何回か体験したことですけども、民家の裏にコロコロ転がしてある小さな壺がたくさんあるんです。これは日常生活をしたことの証明なんです。これに味噌を小出しにして、毎日、あなたのおじいさん、おばあさんが暮らしてきたでしょう、だから大事なんですよ」と言つて、その持ち主の人はしばらくそれを聞いていて、「幾らぐらいうるんですか」と(笑)。

一般の人たちは、「宝ですよ」と言われたら、それはダイヤモンドと同じに考えますから、何万円に売れるだろうと思つてでしょう。上江洲 金に換算できない面の重要さをどういふふうにして理解させるか、知らせるか、そのあたりはいかがでしょうか。

向山 私は各地に行つて、どうして民具は大

事なんですかとされたときの例え話として、こんなことを言っているんです。

「品物はどれをとつてみても、二つずつ価値を持っています。一つの価値はお金で換算できる価値です。もう一つの価値は、例えばこの壺は、この間亡くなったおじいさんが買ってきた壺だ。毎日の味噌をここからおばあさんがすくつて、味噌汁をつくつていた。おじいさんの気持ち、おばあさんの気持ち、そして味噌汁をすすってきた家族の気持ちがある。この壺の中に味噌と一緒に入っているんです。この価値というのは、ほかの人には認められない価値なんです。だけれども、その家族の人にとっては非常に大きな、お金で売り買いすることのできない価値なんです。それが文化財の価値なんです」

こういうふうな説明をするんですね。そこまで話し込んでいかないと、文化財の価値というのがわかつてこない。

眞島 文化財を収集するときに対価報酬を出しますから、その弊害は多少あると思うんです。こんなボロが現金に変わるというのはかなりショックだと思ふんです。

指定と保存の問題点

上江洲 保存の問題点について、すでにお話が出ていますが、活用も含めてお話しただけますか。

鎌田 今度、世田谷区でボロ市を文化財に指定したんです。

ボロ市を執行するのは区役所で、そこへ出す人たちは江戸時代からやつている人もいるし、先祖代々の白を持つてくる家、神棚を持つてくる家もあるんです。歳の市ですからもうそれは大変な人で、毎年五十万ぐらい人が出るんです。

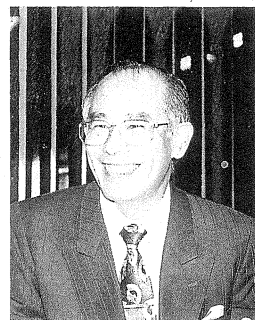
指定はボロ市が立つその通りの全部ですから、そこへ住んでいる人も皆参加しなくちゃなりません。有形としたらいいのかわからないのかわからなくて、二、三年ずつとめていまして、今になってみまうとよかつたと思つていふんです。町ぐるみで文化財に理解ができるようになりました。

上江洲 商品は売り物ですから、有形で指定するわけにはいきませんね。しかし、指定しなくても、その行為の中でそれは価値観を持つわけでしょう。

真島 例えば漁網にする麻糸は麻畑で栽培して、川の中へつけて、金引で引いたやつによりを入れて漁網にする。金引糸がどうしても必要だという物件の場合、畑の麻づくりの風景から始まって漁法といったところまで、一連の流れを文化財として見る方法がもう一方であると思うんです。

有形無形と区分すると本質をとらえきれない場合がある。そうしたときに、生活全体の環境から有形の一つが出たということも言わないとね。ボロ市も同じ問題だと思うんです。要するに個別な物件ではなくて、総合物件として地域を評価するというのもあつていいのではないかと思います。

向山 それはそうだと思う。市町村と資料館づくりをやっている中で感じてきたのは、民俗資料はこういうコンクリートでつくった資料館でなじむのかなということですね。保存のためにはどうしても要るんですけども、やはり民俗資料はトータルな生活全体の中に位置づけられるべきなのです。そうすると、やはり民俗村という集落の復元的な作業がどうしても必要になるな、と思つていらっしゃるんです。鎌田 海の博物館のように、資料を収集するときに、漁村の生活のあらゆるものを全部と



いう姿勢はすごく大事なことでないかと思うんです。漁村だからといって海の道具だけで暮らしているわけではありませんからね。石原 私の考えでは、私どもの集めたものはどうなるか、どう研究されるかというのはそれぞれ入館者や研究者などがやっていただければいいことで、ただ、資料が持つている情報というものはできるだけ集めておかなければいけないと思います。

鎌田 見せる側と受けとめる側がどういうふうに組み合わせられていくかということだと思ふんです。それがなかったら、これは飾り物になつてしましますね。

向山 博物館をつくるとき、ひと頃シナリオの重要性が言われたことがあるんです。これは安直に博物館をつくるときには非常に便利なんです。シナリオをつくって、そのシナリオに必要な品物を集めてくればいいわけです。



一番効率的にきれいにできるわけです。ところが、民具の場合に、果たしてそれでトータルな生活をあらわす文化財として十分なものであるかどうかですね。次の問題として、例えば名画とか島津の殿様が使ったものとかはただそれだけで見せても意味があるわけです。だから、見る人はそこからそれなりに情報を取っていく。ところが、民俗の資料の場合は、フラツと入った見学者が果たしてそこに並んでいる民具から、本当にいろいろな情報を得ることが出来るかどうか。

上江洲 これについては、博物館を運営する人の哲学によると思いますが、石原先生いかがですか。

石原 基本的なところに立ち返るようだけれども、結局、なんで物を集めているか、残

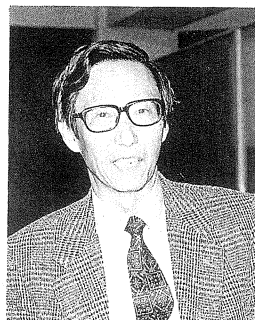
していかなきやいけないかという問題に立ち至ったときに、それは必ずしも時代を切るものではない。正倉院の御物が今でも生きてると同じように、今生産されたものも次の世代でまた使われていく。要するに連続した流れの中で物というものを人間が必要として考えていくんだらうと思うんです。そうすると、別に時代を切るうなんていう考え方は全く出ないわけなんです。

ところが、こういう問題が改めて問われているという裏には、戦後の高度経済成長社会の中で、日本の伝統的な技術がなくなつていくという現実があるからだと思うんです。

それを残していこうという仕事は、僕の前から見たら行われていないに等しいという感じを受けるんです。

私も宮本先生に初期のころにいろいろ教えていただいた、「五万点ぐらい集めなさいよ。そうすると、物が見えてきますよ」という言葉がスタートだった。

一軒の家を建て替えたときにいただいてくると、だいたい千点ぐらいある。そうするとその方が持つておられた物はその三倍の三千点ぐらいあると思うんです。それだけの物をその人の暮らしの中で絶えず使っている。そ



ういう状況で、これは宝だとか何とか考えているようなことはない。日本人がつくってきた誇り得るものがみんななくなっているんです。なんでもすべて残しておく必要があります。上江洲 まず集めるべきだということですね。向山 一つの館だけで一万点なんていう目標をつくっても、実際問題としてなかなかできませんよね。ですから私は、鹿児島県は九十六市町村ありますので、それを二で割って四十八という数字を出して、鹿児島県内に四十八の資料館をつくらうということ、市町村の社会教育課長の人たちに訴えたんです。そして、必要な人には文化庁の補助金を取つてあげます。今では県内に五十二か五十三あるはずなんです。各市町村にそういうのを置いて、それぞれで一生懸命になって集めてもらえば、トータルすれば十萬点ぐらいになるでしょう。

活用への環境整備

上江洲 文化庁ではこれまで、全国で四百五十館あまりの歴史民俗資料館への補助をしてきましたが、二十年あまりたつて、それは一応目的を達成したということでした。それは経済の高度成長期以後、モノが散逸することを防止する運動にお力添えすることになったと思いますし、民具がかなり収集できたと思います。今後、保存はどうあるべきか。指定をして、収蔵庫をつくり保管していくというのも保存の一つでしょうけれども、未指定のものはどうするかということもあります。これから先のお話をお聞きしたいと思います。向山 資料を系統的に、集め続けるというのは、自分を強いていかなきやいけない部分があると思うんです。最初は運動だと思ふんです。だけれども、次の運動のときには、何かパワーが加わっていかないと、永続しては集められないだろう。

真島 佐渡もそうなんです。そういう人たちに次の力を渡すような運動の方法が行政の方法がないのかなという気がしています。そういう時代に今入り始めたのではないかなとい

う気がしているんです。

向山 例えば道路や橋をつくるというのは、共通したノウハウがあるわけでしょう。だから、スタッフが多少かわつても、大体仕事としては継続する。ところが、文化財保護の仕事というのは担当者個人の力量に負う部分が非常に大きいんです。指定して保存管理していく一般的な手法は何とかやっていきますが、指定外の文化財を保護していくということになる、そのスタッフがグルグル変わつちやうと難しい問題が出てくる。これは行政だけに文化財保護を任せておくことの大きな問題点だろうと思います。もしそれをクリアしていくとすれば、生涯文化財保護担当官であるという人を確保しないといけない。

真島 また、宮本先生みたいな人がいて、そうやって集めたものをグルグル見て回つて、いろんな角度で、「これはすごい」とか、「これはおもしろい」と言うときまた集まりますでしょう。だから、絶えず一つの土地で動いている人たちに、新しい物の見方を流れとして伝え続けるような人たちがいっぱいいないといけないなというのも一つ思います。

上江洲 それでは、それらを活用するにはどうすればいいか。有形民俗文化財の場合には、

活用でほかのやり方があるでしょうか。

鎌田 最初に映像の話が出ましたけれども、世田谷ではみんなでお金を出し合つて、「世田谷を記録する会」という会をつくつて、映画をたくさんつくっているんです。お蔵だったところを映画館に見せているんです。そういうやり方で文化財を身近に感じてほしいということをも一つの目的にしてみました。それからもう一つ、お年寄りの知識をこのままなくしちゃうのは、国の文化財として大変大きな損失だと思ふんです。

上江洲 生活経験の先生ですからね。

鎌田 世田谷区では民家を活用しているんです。上へ上がつてお茶も飲めますし、毎日火を燃している。それはみんなお年寄りがやっているんです。そうすると、お年寄りは生活に自信を持ちますし、とにかく自分の生きてきた生き方に対して何か考えてくれるんです。そして、説明をしてくれる。

見るだけが有形文化財ではないと思つてくれるんです。見ることも必要なんです、さわらせてくれたり、使ったりしなきゃダメだと思ふんです。

養蚕の話で、学生に真綿なんていう言葉を使つてもわからないんです。一つの繭からこ

次の世代にどうつないでいくかという大きな問題があるわけですが。

石原 資料が活用される方向というのは、「今」活用されるということ、「将来」活用されるということをはつきり考えていかなければいけない。どちらかというと、将来使われることに対しての重要性をもう少し考えなきゃいけない。

今活用することで博物館側から考えていきますと、展示ですね。僕はストーリーを組む必要も何もなくて、特に民俗資料は、使い方を教えてあげるとか、ただその物を手に持つて感ずるとか、それだけでもいいのではないかなと思ふんです。

民俗資料を活用する場合の展示という部分は、あくまでも物が中心になって、少なくともそこに住んでいる人たちから始まつていくという形の活用方法ですね。そこで一番重要なのは、学校教育と生涯教育だと思ふんです。

鎌田 ほんとそう思っています。今、ちょうどいい機会だと思ふんです。今、子供が少なくなつて、教室がどんどん余っているんです。そこに民具とか置いてくれたら、子供たちにとっていい社会科の教材になると思ふんです。

ういうのができるということすら想像できないらしいんです。「真綿で首を絞められる」という言葉があるのに、実感がないからわからないんですね。もし、実際にさわれたらどんないいことでしょうか。

上江洲 保存と活用というテーマは、これからも永遠に続く問題ではないかと思ふます。関連することで意見がありましたら。

向山 指定基準には不動産的な資料も一応指定できるような形になってはいるけれども、実際問題としてなかなか難しい点があるんです。例えば奄美の古い姿を残した集落なんていうのが、農業構造改善事業なんていうのでバーツと全部ブルドーザーで削られてしまう。そうすると、民俗的な伝承の定着している土地が全部なくなつてしまうわけです。これについても、例えば農業構造改善事業の対象地域については、農業を中心にした民俗調査が必要になると思ふますので、やはり行政が手当てしていかなければいけない。民俗調査記録というのはまだまだたくさん各分野にあるという理解をお願いしたいと思ふます。

石原 生活文化財を今度図録化(「商家の道具」松久民具館図録)したんです。このお宅に、ほぼ江戸末期から五代にわたつて、点数

石原 博物館側は集めることと、その資料に情報を与えるというところまでが精いっぱい、結局、我々の仕事は学校の先生にどれぐらい情報を差し上げられるかということですから。

それから、民具は民俗学的に利用しなければいけないということはないと思ふんです。海の博物館においてになる方は、考古学者、文化人類学者、歴史学者はもちろん、全然別の例えば流体力学の方とか、気象学の方が来て丸木船の年輪を数えていたりする。鉄鋼業やアーティストも来られる。

あらゆるジャンルのの方が物というものをもういつべん見直そうという考え方が、今、出てきているように思ふんです。ですから、そこへも活用の路が開かなきゃいけない。

上江洲 なるほど、それこそ望ましい活用ですね。

石原 その人たちがおいでになって、一番困っているのは目録がないことです。残念ながら私のところでも、全部コンピュータに入力できていない。一枚ずつカードで調べなきゃいけない。

上江洲 そういうものの環境整備からはじめていかなければいけないということですね。

で三千八百点ぐらいの道具が残っているんです。こういうものも指定されていかないかと思つていらっしゃる。指定されるということは、図面というのが非常にネックになっているわけです。

上江洲 しかし、実測図の作成は、有形の民俗文化財の戸籍作りですから、抜きにすることができない大事なことですし。

石原 ええ。それはそのとおりだと思います。ただ私はそれ以前に文化財に指定してもいいような資料を顕在化させる必要があると思ふており、それで目録づくりをどこでもまずやっていただきたいと思つています。

有形民俗文化財の将来

上江洲 最後に、将来への展望と申しますか、夢のような話でもかまいませんが、いかがでしょうか。

真島 大工が鑿(う)打っているのが路上で見えるような生活環境は大切なんだなという気がします。それは今の子供も変わらない興味だろう。その時代、その時代の流れの中で生きている文化財というのは、やっぱりつくっていくべきでしょう。日本人はどんなふうに暮

らしてきたかという流れがいつぱい説明できるところが、いろんな形であつたほうがおもしろい。しかも、毎日の暮らしの中で見続けられるような仕掛けがあつたほうがおもしろいと、漠然とすけれども思っています。

「民俗」と言うと、「民俗だけの」という概念を持たれると困りますよね。「みんなの」という意味だとすると、「生活文化財」という一般的な通称をもっと推し進めたほうがおもしろいかもかもしれませんね。

向山 そこは非常に微妙なところですね。文化財保護の行政をやっていくとなると、その守備範囲はどこからどこまでだとなつてくるんです。ですから、何でもかんでも集めちゃえと。例えば最近のコードレスのアイロンも、確かに生活文化財としては集めておかなきゃいけないんです。では、そのアイロンが千点集まつたら、有形民俗文化財に指定するかどうかと、今の保護法では難しいですね。

石原 第二次大戦前後の資料が残っていない。要するに代用品とかいわれるようなものですが、今年は戦後五十年ですから、国として集中してでも集めてほしいというのがありますね。上江洲 今、文化庁でも、近代遺産の文化財ということで、明治以降にできたいろんなもの

のにも光を当てるための研究会がもたれています。例えば北海道の開拓に使用したヨーロッパから入ってきた農機具とか。そういつたものにも検討を加える時期にきているわけです。ですから将来的には、例えばミシンやラジオ、電話機などといったような近代の道具についても保護措置が取られるようになると思います。

向山 基本的に言うと、今の文化財保護行政のシステムが、考古学とか、歴史学とか、美術とか、既成の学問体系に沿った形で文化財が分類されているんです。それがおかしい。

石原 おっしゃるとおり。

真島 通称でいくと、生活文化財として見ることでいいのではないかと思っています。さつき石原先生がおっしゃったように、いろんな人が来て見るときに、たぶんそれはアイデアであるし、検証であるし、いろんなことをや



変興味を持ってやっているんです。ちょうど高度成長期を境にして、生が全部病院出産になりましたし、死がほぼ全部火葬場になり、葬式は自分のうちでしないで、全部何々会館とかでするんですね。葬儀の儀礼がどうなるかというところは、非常に大きな問題です。生まれることも死ぬことも皆人まかせにしてしまっています。これは命をどう考えているかということで、本当は生きている自分自身

が考えていくことなんです。生まれることも死ぬことも、高度成長期に職業的なものが関与するようになるんですが、一方では変わらないものを私たちは持つて、たぶん未来永劫に子供の命なんかにかかわることは残っていくだろうと思います。

民俗というのは何か。目に見えないものと見えるものが一緒になっているんですね。有形も無形も本当は別々にあるものじゃなく

っていると思うんです。

向山 まず考えなければいけないのは、今の若い人たちは古い文化、あるいは古い生活に興味関心を持たないだろうという偏見を大人が持っているのではないかと。

鎌田 そうです、そうです。

向山 だから、大人の大人たちが無意識のうちに持っている若者への偏見をまず払拭してもらいたい。そして、楽しく自分たちの数十年前の生活を語つてやり、やつて見せる、体験させてやる、そういう働きかけをしていかなければいけないのではないかと。その中から、有形の民俗文化財の伝承が生まれてくると思うんです。

上江洲 大人の意識改革からということですね。

石原 子供たちでも大人でも、実物を見せると興味を持つというのが現実なんです。さらにさすればもつと興味を持つんです。生活文化財を認識させるための思い切った規模の特別展みたいなものをどんどんやるとか、そういう必要性があると思うんです。

真島 僕は賛成で、それも他の省庁と連合してというのがいいと思う。例えば米というテーマで食糧庁と手を組むとか、そういう意

で、同じものであるんです。私とは何となくこれは有形です、これは無形ですと分けなければ、学問じゃないみたいに考える悲しいところがあるんです。

何といっても生活文化というのは生き方を知る学問だと思っっているんです。生き方を次に伝えなきゃなりませんから、そういう誇りを持つてお年寄りが生きていく必要があるのではないかと、そんなことを感じているんです。

上江洲 生き方を知る学問ですか、いい言葉ですね。それは人がいるかぎり決して滅びることがないということですね。

鎌田 そういうことです。どんな新しいコンクリートの建物に入つても、床の間にかわるものをどこかにつくっているんです。何にもない団地の中で、そこに一つ棚をつくと床の間になって、お父さんの座る場所、横座にかわるところがテレビの前にあるとか、そういうことは生活の型として大変大事だと思います。これは物と一緒に伝えていくべきものではないかと思ひます。

上江洲 それこそ本当に大事なことです。きょうはたくさんのお話をいただきました。本当にありがとうございます。

3月文化庁行事予定

- 14日・第6回国語審議会総会（東條会館）
 17日・文化財保護審議会（文化庁）
 22日・芸術選奨等受賞式、受賞記念パーティー（赤坂プリンスホテル）
 23日・著作権審議会使用料部会（虎ノ門バストラル）
 23日・著作権審議会総会（虎ノ門バストラル）
 29日・松尾芸能賞授賞式（東京・全日空ホテル）

文化庁月報 3月号（通巻318号）

平成7年3月25日印刷・発行

編集—文化庁

〒100 東京都千代田区霞が関3-2-2

発行—株式会社ぎょうせい

本社 〒104 東京都中央区銀座7-4-12

本部 〒167 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 編集 03(3571)2126

販売 03(5349)6666

振替口座 00190-0-161

印刷所—（株）行政学会印刷所

定価530円（本体515円）送料76円

年間購読料6380円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先

（株）ぎょうせい営業第一課直伝係

電話03(5349)6657（ダイヤルイン）

©1995 Printed in Japan

ISSN 0916-9849



編集後記

予想をはるかに上回る惨事となった阪神・淡路大震災。新聞等での被害状況が明らかになるたびに、現地の方々に対し、深くおくやみの念を申しあげておりましたが、読者の皆様方、そして親戚等の方々に被害はありませんでしたか。また、今回の震災で文化財や文化施設もかなり被害を受けたようですが、一日も早く復旧措置がなされることを祈願してやみません。さて、今月号は有形民俗文化財についての特集を組みましたが、一見地味に見える民俗文化財も、いろいろ探っていくと、それぞれに地域固有の文化の特色が色濃く残っていて、国宝や重要文化財等とは違った、実に味わい深い良さが発見できます。例えば、秋田県の八郎潟漁撈用具や、庄内（山形県）の木製酒器コレクション、能登（石川県）の揚浜製塩用具などは、見るだけでなくあきません。ただ残念なのは、これらはいずれも今日では博物館等でしか見られなくなっているということです。今後、その保存と活用を図っていく中で、民衆世界において永く守り継がれてきた『田舎臭さ』をどこまで保ち続けることができるのか。今後の対応が待たれるところです。（栗）